平成２７年（フ）第１７４号
長野県須坂市大字須坂1116番地１（Ｒ２－301）
債務者　松井　　順
1　決定年月日時　平成27年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月19日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第２４４号
静岡県富士市富士見台３丁目１番地の３　市営住宅富士見台団地Ｃ－103号
債務者　工藤　紘美
1　決定年月日時　平成27年11月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月19日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２７年（フ）第４３号
静岡県掛川市浜野新田53番地の２
債務者　招　喜美子
1　決定年月日時　平成27年11月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月19日まで
静岡地方裁判所掛川支部破産係

平成２７年（フ）第２２９号
愛知県江南市上奈良町郷58番地２
債務者　山下　良徳
1　決定年月日時　平成27年11月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月19日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２７年（フ）第３７０号
兵庫県加古川市尾上町口里86番地の11　レオパレスＧＩＡＬＬＯ－105号、従前の住所兵庫県加古川市八幡町宗佐486番地
債務者　松尾　秀俊
1　決定年月日時　平成27年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月19日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第３８８号
兵庫県姫路市広畑区西蒲田111番地２　Ｅジュ Ⅱ101号
債務者　岩崎　　博
1　決定年月日時　平成27年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月19日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第４１７号
兵庫県姫路市飾東町山崎1617番地38
債務者　南　　真宏
1　決定年月日時　平成27年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月19日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第４１８号
兵庫県姫路市飾東町山崎1617番地38
債務者　南　　直美
1　決定年月日時　平成27年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月19日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第４８号
鳥取県倉吉市上米積493番地
債務者　山下　美紀
1　決定年月日時　平成27年11月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月19日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２７年（フ）第６７９号
広島市安芸区中野２丁目18番８－301号
債務者　住本　光浩
1　決定年月日時　平成27年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月19日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第７６０号
広島県安芸郡府中町浜田本町２番４－201号
債務者　中司真理子
1　決定年月日時　平成27年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月19日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第７６８号
広島市安芸区畑賀１丁目５番30号
債務者　鳥海　　正
1　決定年月日時　平成27年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月19日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第２４２号
香川県高松市国分寺町国分73番地３　市営住宅東山団地２号棟西１号
債務者　高丸　翔太
1　決定年月日時　平成27年11月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月19日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第９９号
福岡県飯塚市横田18番地７　ＭＩ筑水二番館105号
債務者　工藤　雄仁
1　決定年月日時　平成27年11月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月19日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２７年（フ）第２０５号
福岡県三井郡大刀洗町大字山隈1714番地６
債務者　宮原　美嘉（旧姓赤野）
1　決定年月日時　平成27年11月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月19日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２７年（フ）第２０９号
福岡県久留米市荘島町334番地１　組坂ビル８　608号
債務者　末松　　静（旧姓緒方）
1　決定年月日時　平成27年11月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月19日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２７年（フ）第９６号
福岡県大牟田市中友町１番地３　ヒカリコーポ601号
債務者　藤本　正枝
1　決定年月日時　平成27年11月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月19日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２７年（フ）第３６１号
鹿児島県鹿児島市南林寺町７番３号（第二崎向ビル301号）
債務者　月野久美子
1　決定年月日時　平成27年11月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月19日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係